

第 7 編

明 る い 選 挙

第 3 7 表

第 2 6 回 参議院議員通常選挙

臨時啓発方針

1 趣 旨

第 2 6 回参議院議員通常選挙に際し、「明るくきれいな選挙」の実現を期するとともに、有権者の「投票総参加」を積極的に呼びかけ、県民の総意が正しく国政に反映されるよう啓発を行うものとする。

2 実施機関

和歌山県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

3 協力団体

和歌山県明るい選挙推進協議会
市町村明るい選挙推進協議会

4 実施期間

公 示 日 ～ 選 挙 期 日

5 啓発の内容

(1) 基本方針

選挙は、国民が国政に参加する最も重要な機会であることを有権者、特に若年層に対し、積極的に訴えとともに「明るい選挙」の実現と「投票総参加」を呼びかける。

また、候補者・選挙運動関係者に対しては、選挙のルールに従った「正しい選挙運動」を呼びかけ、もって明るくきれいな選挙の実現を図る。

(2) 実施方法

県及び市町村の選挙管理委員会は、相互に密接な連携を図りながら効果的に機能を分担し、関係機関及び関係団体との協力提携により、啓発事業の推進を図る。

実施に際しては、県及び市町村の広報担当課、社会教育担当課及び各報道機関に対して協力を求め、その浸透を図る。

6 実施事業

別紙のとおり

別紙

実施事業	実施機関		実施時期	説明
	県	市町村		
1 印刷物による啓発				
(1) ポスターの作成・配布	○	○	公示日～投票日	
(2) チラシの作成・配布	○	○	〃	
(3) 酒食提供禁止ポスター	○		〃	
(4) 三者協議会要望文	○		〃	
(5) 明推協・国民運動県本部会議要望書	○		〃	
(6) 県・市町村の広報誌	○	○	直近号	
2 街頭啓発（感染状況次第）	○	○	公示日～投票日	街頭啓発用資材の作成
3 テレビ、ラジオ等による啓発				
(1) テレビ	○		公示日～投票日	スポット放送（テレビ和歌山）
(2) ラジオ	○		〃	スポット放送（和歌山放送、 エフエム和歌山）
(3) 映画館	○		〃	スポット放送（イオンシネマ）
(4) インターネット				
啓発用ホームページ	○		〃	啓発についての情報を掲載
インターネット・SNS広告	○		〃	ポータルサイトへの広告、SNSへの 広告の掲載等
選挙啓発Twitter	○		〃	啓発についての情報を発信
選挙×WAKAYAMA FREE Wi-Fi	○		〃	WAKAYAMA FREE Wi-Fiに接続すると 選管ホームページに接続されるよう 設定
(5) 新聞折込広告	○		公示日	県内4紙（読売、朝日、毎日、産経）
(6) コンビニレジ画面広告	○		公示日～投票日 の前日	県内のローソン、ファミリーマート
(7) フリーペーパー	○		直近号	県内情報誌への広告掲載
4 啓発依頼				
(1) 店内放送等による啓発依頼	○		公示日～投票日	商業施設・主要駅等の放送設備を通じ ての啓発
(2) 事業所等に対する啓発依頼	○		〃	従業員への周知依頼
(3) 県立図書館に対する啓発依頼	○		〃	選挙等に関する蔵書を集めた特設コー ナーの設置
(4) 事業所等の店頭・窓口での啓発用資材設置による啓発依頼	○		〃	銀行等の窓口を設置 卓上のぼり、ポケットティッシュ、ウェ ットティッシュ、マスク
5 掲示、掲揚物による啓発				
(1) 懸垂幕・横幕	○	○	公示日～投票日	
(2) 立看板	○		〃	振興局庁舎（海草除く。）等
(3) のぼり	○	○	〃	県庁正門前
(4) 啓発用資材	○	○	〃	交通量の多い場所を中心に設置 振興局庁舎等の窓口に設置 卓上のぼり、ポケットティッシュ、ウェ ットティッシュ、マスク
(5) 広告シート	○		〃	和歌山駅前フロントシート
6 広報車による啓発	○	○	投票日の4日前～ 投票日	マグネット板貼付、啓発テープ放送

※上記計画は必要に応じ、変更することがあります。

第26回参議院議員通常選挙の公示日にあたっての委員長談話

このたびの参議院議員通常選挙は、これからの国政を託すべき代表者を選ぶ大切な選挙です。

私ども県選挙管理委員会は、市町村選挙管理委員会をはじめとする関係機関との連携のもと、選挙の適正な管理執行に努めるとともに、「この一票 これが私の意思表示」をスローガンに掲げ、明るく正しい選挙の推進と投票総参加を呼びかけて参ります。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の意義を十分に認識され、政見放送や選挙公報、インターネットなどを通じて、それぞれの候補者や政党等の政見、政策等を十分見極められたうえで、責任ある一票を投じられるよう切望いたします。

また、仕事や旅行等で投票日当日に投票できない方は、期日前投票や不在者投票の制度を利用し、棄権することなく投票に参加していただきますようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症感染対策として、安心して投票できるよう、各投票所等での取組はもちろん、有権者の皆様におかれましても、マスク着用等の予防対策のほか、投票日当日の3密回避のため、期日前投票の制度を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

最後に、民主主義の発展は、明るくきれいな選挙が行われてこそ実現するものであります。候補者及び政党等の選挙運動関係者におかれましても、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を進められますよう強く要望いたします。

令和4年6月22日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 小 濱 孝 夫

第26回参議院議員通常選挙の投票日を迎えての委員長談話

本日、令和4年7月10日（日曜日）は、参議院議員通常選挙の投票日です。

このたびの選挙は、今後の国政を託すべき代表者を選ぶ極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、この選挙の意義を十分に認識され、選挙公報、インターネットなど様々な方法を通じて、それぞれの候補者や政党等の政見、政策等を十分見極められた上で、棄権することなく、貴重な一票を投じられますよう切望いたします。

なお、本日投票所に行かれる有権者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用等の予防対策を講じていただき、ご自身を含め皆様が安心して投票できますようご協力よろしくをお願いいたします。

令和4年7月10日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 小 濱 孝 夫

要 望 書

本日、第26回参議院議員通常選挙が公示されました。

選挙は、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であり、選挙が明るくきれいに行われることが、民主主義の健全な発展の実現につながります。

私たちは、今日まで様々な機会を通じて、明るくきれいな選挙の推進に努めて参りました。今回の選挙においても、なお一層決意を新たにし、有権者に投票総参加と明るくきれいな選挙の実現を積極的に呼びかけてまいります。

つきましては、貴殿におかれましても、私たちの決意を十分御理解いただき、選挙運動関係者の方々とともに、明るくきれいな選挙運動を行われますよう強く要望いたします。

ここに、明るくきれいな選挙のシンボルである白バラをお渡しするとともに、特に次のことを実行していただきたくお願いいたします。

- 1 お金のかからないきれいな選挙の推進に努め、選挙運動費用の収支を明確にしておくこと。
- 2 公職選挙法等関係法令を遵守し、絶対に一人の違反者も出さないようにすること。

令和4年6月22日

和歌山県明るい選挙推進協議会
選挙をきれいにする国民運動和歌山県本部

第38表
令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙

選挙違反の取締り等に関する調査

区分	選挙										告															
	買収		文書図画		戸別訪問		地位利用		自由妨害		その他		計		事前運動		戸別訪問		文書図画		言論		その他		計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
年月日等	33	41 (6)	1	4 0	3	9 0							37	54 (6)					10	10					10	10
H1. 7. 23 (第15回)																										
H4. 7. 26 (第16回)	15	17 0	1	3 0	3	4 0						19	24 0						29	29					29	29
H7. 7. 23 (第17回)	4	73 (6)	2	2 0								6	75 (6)			7	7								7	7
H10. 7. 12 (第18回)	9	46 (8)										9	46 (8)						20	20	4	4			24	24
H13. 7. 29 (第19回)	1	8 (1)	1	3 0								2	11 (1)						21	23					21	23
H16. 7. 11 (第20回)	1	5 (1)										1	5 (1)						12	12	1	1			13	13
H19. 7. 29 (第21回)			1	1								1	1 0						3	3					3	3
H22. 7. 11 (第22回)									1	1 (1)		1	1 (1)						2	2			1	1	3	3
H25. 7. 21 (第23回)	1	5 (2)									1	1 (1)	2	6 (3)	1	1	1	1	4	4					6	6
H28. 7. 10 (第24回)			1	2								1	2						12	12					12	12
R1. 7. 21 (第25回)												0	0						11	11					11	11
R4. 7. 10 (第26回)											3	3 (1)	3	3 (1)					1	1						

(注) 人員欄 () 数は逮捕者数を内数で計上

(県警察本部調)

第39表

令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙

違反文書図画の撤去命令等に関する調

区分	撤去命令	撤去警告
H 1. 7. 23 (第15回)	3 件 2,148 枚	4 件 1,208 枚
H 4. 7. 26 (第16回)	3 件 527 枚	5 件 1,246 枚
H 7. 7. 23 (第17回)	2 件 109 枚	6 件 496 枚
H10. 7. 12 (第18回)	8 件 1,235 枚	7 件 4,933 枚
H13. 7. 29 (第19回)	7 件 4,116 枚	-
H16. 7. 11 (第20回)	4 件 1,377 枚	-
H19. 7. 29 (第21回)	11 件 1,930 枚	-
H22. 7. 11 (第22回)	19 件 3,434 枚	-
H25. 7. 21 (第23回)	14 件 1,766 枚	-
H28. 7. 10 (第24回)	19 件 4,182 枚	-
R1. 7. 21 (第25回)	13 件 138 枚	-
R4. 7. 10 (第26回)	16 件 1,538 枚	-